

東京都国家戦略住宅整備事業運用基準のポイント

国家戦略住宅整備事業（国家戦略特別区域法第16条）の活用

【目的】：国家戦略特別区域内において産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な住宅の整備を促進

【適用用途】 建築基準法に基づく住宅とする。（旅館業法の適用が必要なホテルや旅館は対象外）

【適用条件】 ●適用区域は、特定都市再生緊急整備地域内とする。

●都市再生特別地区との併用とする。

●都市再生への貢献として、地域特性も勘案しながら、外国人等の居住環境の実現のため、ビジネスと生活をサポートする施設を併設することが望ましい。

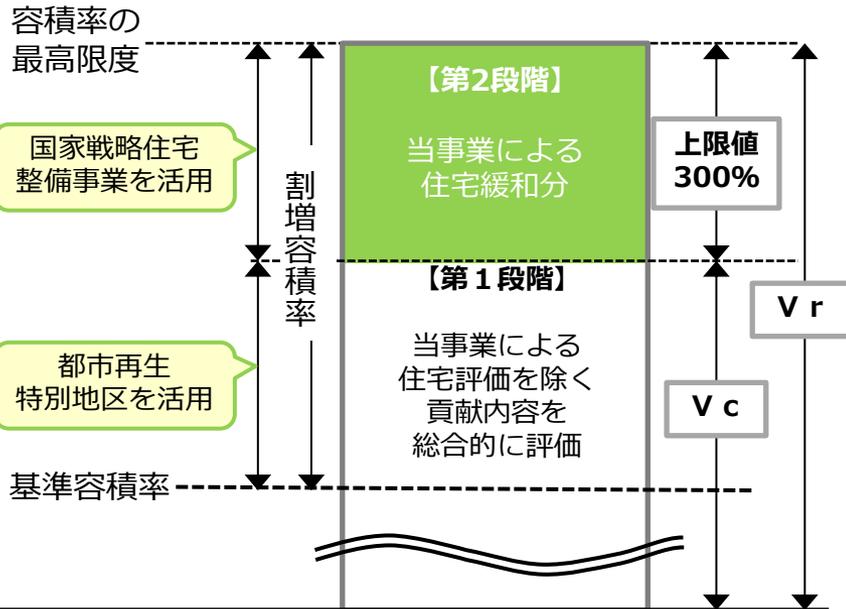
【算定式※】 $V_r = V_c (1 + 2 \frac{3}{3 - R} - 1)$ V_r ：その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数值

ただし、 $V_r - V_c \leq 300\%$

V_c ：都市再生特別地区に定める（当事業による緩和部分を除く。）建築物の容積率の最高限度の数值

R ：建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合

※国家戦略特別区域法第16条第2項第3号に基づく算定式



【算定式】 ($V_c=1200\%$ の場合)

